

要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果について<宮崎県所管分(宮崎市、都城市、延岡市、日向市除く)>

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、公表します。

【防災拠点建築物】

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(最小値)	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	小林市役所須木庁舎	宮崎県小林市須木中原1757番地	地方公共団体の支所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.66$ $C_{tu} \cdot S_d=0.471$	検討中	検討中	災害時の用途:防災活動拠点施設
2	小林市役所野尻庁舎	宮崎県小林市野尻町東麓1183番地2	地方公共団体の支所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.369$ $C_{tu} \cdot S_d=0.410$	建替	検討中	災害時の用途:防災活動拠点施設
3	高原町役場本庁舎	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地	地方公共団体の庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.43$ $C_{tu} \cdot S_d=0.31$	建替	検討中	災害時の用途:防災活動拠点施設

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

注意

以下は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I (大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	II (大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	III (大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}<0.5$ 又は $C_{tu} \cdot S_d<0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot S_d$